

一志病院に関する県立病院改革等の経緯について

県立病院改革について（県立 4 病院）

「県立病院改革に関する基本方針」（平成 22 年 3 月策定）の概要について

1 基本理念

(1) 改革の目的

病院機能を廃止することが目的ではなく、病院の運営管理体制を再構築し今後とも健全な経営を継続させることを前提に、各病院が県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することをめざす。

(2) 改革を進める基本的な考え方

それぞれの病院が立地する地域の実情を考慮して、県民や地域の住民にどのような医療が提供されるべきか、そのなかで県立病院に期待されている役割は何か、求められる機能は何か、どうすればその役割・機能がより効果的に発揮されるのかという視点から改革を進める。

2 地方公営企業法全部適用の検証と総括

県立病院が地域ニーズに的確に応えていくためには、「診療機能の特化と規模の適正化」、「迅速に対応する経営管理体制とそれを支える事務部門の強化」、「人材確保と病院経営における給与のあり方」、「企業職員としての意識改革」などの課題を解決する必要がある、4病院一括での全部適用による運営では、このような課題を解決することは制度上可能であったとしても実際には困難である。

3 基本方針

4つの県立病院は、病院の機能や規模、抱える課題、さらには立地する地域の医療環境がそれぞれ異なることから、4病院一括での地方公営企業法全部適用の枠組みをはずし、病院ごとに改革を進める。

4 各県立病院の改革の方向性

- ①総合医療センター：特定地方独立行政法人へ移行。
- ②こころの医療センター：病院長を事業管理者とすることを前提に、地方公営企業法全部適用を継続。

③一志病院：県立病院としては廃止し、ニーズに応えられる事業者へ移譲。（「改革の工程」として）直ちに民間移譲の手続きを進めることは困難であることから、当分の間は県立県営で運営。

- ④志摩病院：指定管理者制度へ移行。
- ⑤病院事業庁：4つの病院をそれぞれの組織（法人）として分離させるとともに、病院事業庁（県立病院経営室）を廃止。

県立病院改革について（一志病院）

「県立病院改革に関する基本方針」（資料1別添1）における 一志病院に関する内容について

1 課題等（基本方針では第4-3-(3)に記載）

- (1) 診療圏は津市白山及び美杉地域に限定され、広域性があるとは認められないことから県立病院としての位置づけが不明確。
- (2) 高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めるためには、現在の県立病院の枠組みの中では制約がある。
- (3) 保健・医療・福祉の各領域にまたがる総合的な高齢者ケアの充実を図るためには、病床規模の適正化や施設の有効活用などを検討する必要がある。

2 対策とその効果（基本方針では第4-3-(4)に記載）

- (1) 診療圏に広域性が認められず、県立病院の枠組では総合的な高齢者ケアの充実など福祉領域への取組を進めることに制約があることから、「県立」病院としては廃止し、「ニーズに応えられる事業者」へ移譲することで、民間ノウハウを活用し、保健・医療・福祉の領域にまたがる総合的な高齢者ケアへの転換を図る。
- (2) 引き続き病院としての機能を維持し、地域の医療を確保する。
- (3) 移譲にあたっては、今後とも当該地域の医療を確保するための支援等について検討する。

3 改革の工程（基本方針では第5-(3)に記載）

「病院の姿」可能性詳細調査（資料1別添2）の結果を踏まえ、直ちに民間移譲の手続きを進めることは困難であることから、当分の間は県立県営での運営を行う。

昨今の国の制度改革等について

1 社会保障・税一体改革大綱（H24.2.17）

（1）病院・病床機能の分化・強化

- ・急性期病床の位置づけの明確化と医療資源集中投入による機能強化
- ・病診連携、医療・介護連携の推進による長期入院の適正化

（2）在宅医療の推進

- ・在宅医療の拠点となる医療機関の役割等の明確化

（3）医師確保対策（配置の適正化）

- ・医師の地域間、診療科間の偏在の是正に向け、県の役割の強化

（4）チーム医療の推進

あるべき医療提供体制の実現に向け、診療報酬及び介護報酬改定、都道府県が策定する新たな医療計画に基づく地域の医療提供体制の確保、補助金等の予算措置等を行うとともに、医療法等関連法を順次改正

2 医療介護総合確保推進法の概要（H26.6.18：成立）

（1）新たな基金の創設（地域介護施設整備促進法等関係）

- ・消費税増収分を活用した新たな基金を都道府県に設置
- ・医療と介護の連携を強化するため、厚生労働大臣が基本的な方針を策定

（2）効率的かつ効果的な医療提供体制の確保（医療法関係）

- ・医療機関は、一般病床及び療養病床の医療機能（高度急性期、急性期、回復期、慢性期）等を報告し、都道府県はそれをもとに地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）を医療計画において策定
- ・医師確保支援を行う地域医療支援センターの機能を法律に位置付け

（3）地域包括ケアシステムの構築（介護保険法関係）

- ・在宅医療・介護連携の推進などの地域支援事業の充実とあわせ、予防給付（訪問介護・通所介護）を地域支援事業に移行し、多様化

3 新公立病院改革プラン

平成26年度末に、公立病院改革プラン（期間：平成21～25年度）に代わる新たなプラン（期間：策定年度～平成32年度）の策定を求める「新公立病院改革ガイドライン」が総務省から示された。

（1）改革の視点

新プランでは、「地域医療構想を踏まえた役割の明確化」を追加。

（2）病床利用率について

ガイドラインでは、病床利用率がおおむね3年連続して70%未満の病院にあっては、地域の医療提供体制を確保しつつ、病床数の削減、診療所化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しなど、抜本的な見直しを検討すべきであると示唆。

地域医療構想の策定について①

●地域医療構想の内容

- 1 2025年の医療需要
入院・外来別・疾患別患者数 等
- 2 2025年に目指すべき医療提供体制
地域医療構想区域（在宅医療・地域包括ケアについては市町村）ごとの
医療機能別の必要量
- 3 目指すべき医療提供体制を実現するための施策
(例) 医療機能の分化・連携を進めるための施設設備、医療従事者の確保・
養成等

●4つの医療機能

名称	内容
高度急性期機能	・ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期機能	・ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期機能	・ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ・ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。
慢性期機能	・ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

●8つの地域医療構想区域と調整会議

①桑員地域医療構想調整会議	⑤伊賀地域医療構想調整会議
②三泗地域医療構想調整会議	⑥松阪地域医療構想調整会議
③鈴亀地域医療構想調整会議	⑦伊勢志摩地域医療構想調整会議
④津地域医療構想調整会議	⑧東紀州地域医療構想調整会議

地域医療構想の策定について②

● 2025年における必要病床数（参考値）

	津地域		＜患者住所地＞
	2025年医療需要	2025年必要病床数	2014年病床機能報告
高度急性期	174.1	232.1	826
急性期	563.9	722.9	1,295
回復期	665.7	739.7	394
慢性期	538.0	584.8	981
在宅医療等	3,379.2		
（うち在宅患者訪問 診療料算定）	1,610.3		
計	5,320.9	2,279.5	3,496
	(人/日)	(床)	(床：稼働病床数)

● スケジュール（予定を含む）

平成 27 年

- 3月 国から県へ「地域医療構想策定ガイドライン」の通知
- 6月 県医療審議会において策定体制・スケジュール等の決定
推計ツールを用いた医療需要・必要病床数の推計等の実施
地域医療構想調整会議の設置

7月～平成 28 年 2 月

推計等に基づき、地域医療構想調整会議等での検討
(7月 31日 第1回津地域医療構想調整会議開催)

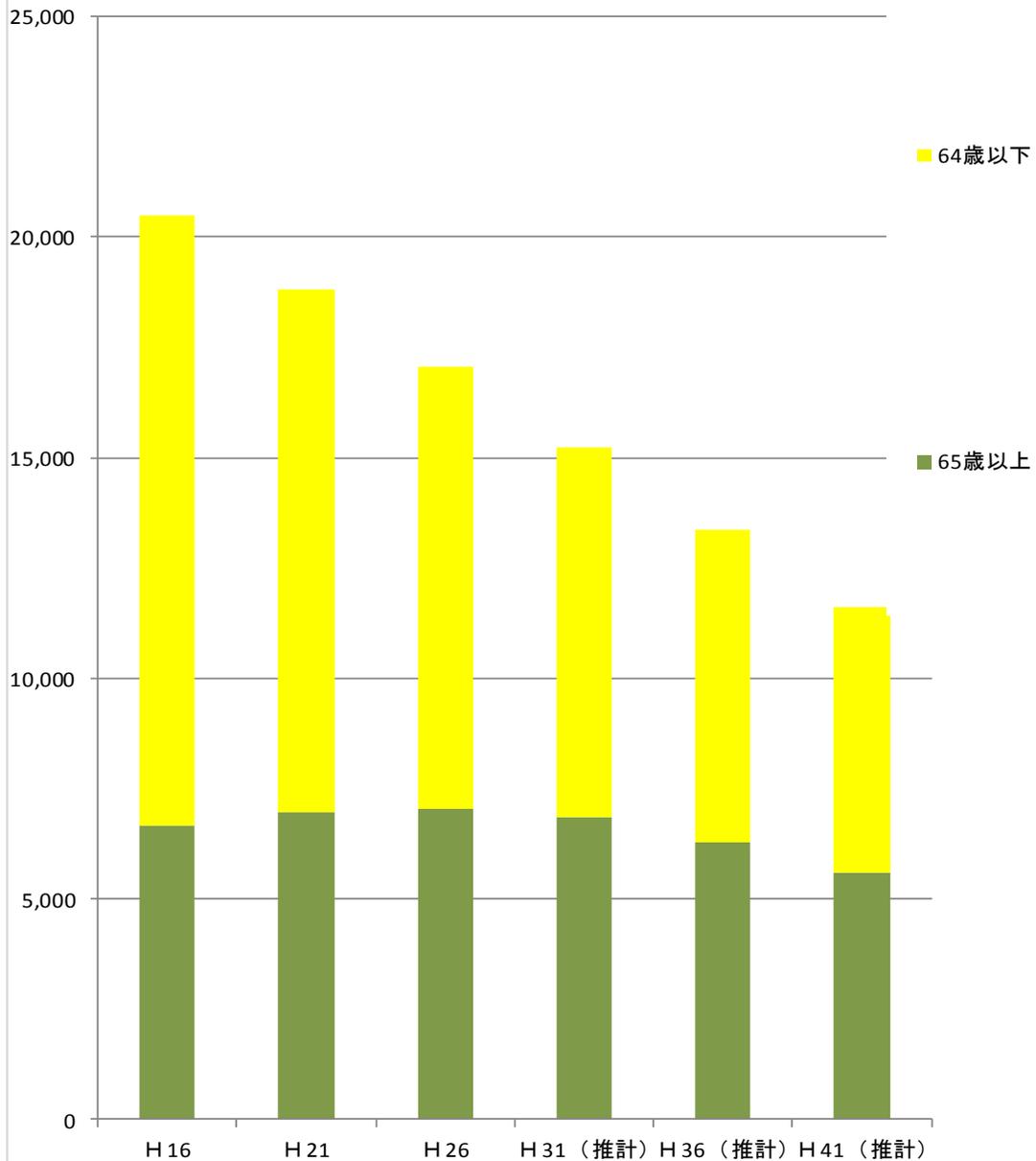
- 12月 地域医療構想(中間案)を県議会で説明
県医療審議会による地域医療構想(中間案)検討

平成 28 年

- 1月 パブリックコメントの実施
- 3月 地域医療構想(最終案)を県議会で説明
県医療審議会による地域医療構想(最終案)の審議

津市白山及び美杉地域の人口推計について

人口推計(H16～H41)



	H16	H21	H26	H31(推計)	H36(推計)	H41(推計)
65歳以上	6,656	6,977	7,029	6,838	6,275	5,617
64歳以下	13,831	11,848	10,022	8,387	7,111	5,995
合計	20,487	18,825	17,051	15,225	13,386	11,612

※平成16～26年度の実績値は、9月末時点の住民基本台帳人口の数値（単位：人）。
 ※平成31年度以降は、平成21～26年度の人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計。